平成２１年（フ）第４２３号
愛媛県松山市中西外274番地
債務者　福山　真弓
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４２７号
愛媛県松山市平和通２丁目３番地７　ピースビル501号
債務者　中西雄一郎
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４２８号
住所不定、住民票上の住所愛媛県伊予市尾崎７番地２―205号
債務者　三谷　恭代
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４４０号
愛媛県東温市田窪2307番地　近藤ハイツ105号
債務者　竹村　照美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４４２号
愛媛県松山市鷹子町619番地１　グリーンピア鷹子302号
債務者　三宅　節雄
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２１号
福岡県嘉麻市岩崎1400番地11
債務者　永光論生也
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第２２号
福岡県嘉麻市岩崎1400番地11
債務者　永光由紀子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第９３号
福岡県嘉麻市上山田97番地８
債務者　中山万里子（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第９７号
福岡県飯塚市小正521番地６
債務者　大野　直樹
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１０１号
福岡県飯塚市伊岐須１番地215
債務者　伊志嶺みどり
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第２５５号
福岡県久留米市国分町339番地
債務者　高田　克枝
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２３号
福岡県久留米市小頭町３番地９　朝日プラザ久留米２―901号
債務者　石橋　良一
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第９４号
福岡県田川郡川崎町大字川崎１番地
債務者　岡　　初音
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１０４号
福岡県田川郡糸田町1652番地
債務者　田中千絵美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１４７号
宮崎県小林市大字東方3168番地　東方団地63―10
債務者　谷之木まり子（旧姓西岡）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第４０４号
鹿児島県鹿児島市冷水町11番15号
債務者　伊藤貴美子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４２２号
鹿児島県鹿児島市山下町２番２号
債務者　笠毛　広美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４４５号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目９番13号坂上ビル302、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市武岡５丁目33番63―42号
債務者　谷垣　　実
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係